

平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告と 平成30年度市・県民税の申告

問い合わせ先

●所得税について
成田税務署 ☎(28) 5151
(電話を自動音声で受け付け、用件に応じて
担当者が応対します)
●市・県民税について
市課税課市民税班 ☎(93) 1111(代)

窓口のご案内

①確定申告書作成・提出

イオンモール成田
2階イオンホール
△成田市ウイング土屋▽

■期間

2月13日(火)～3月15日
(木)(土・日曜日を除く)

※2月18日(日)、25日(日)
は実施します。

■受付時間

午前9時～午後4時

(提出のみは午後5時まで)

※午前9時～10時までは、立
体駐車場3階の連絡通路を
通り、モール2階C入口から
入ってください。

※会場開設日や最終週は、大
変な混雑が予想されます。混
雑状況により、長時間お待ち
いただくこともあります。

■その他

●作成済みの申告書の提出は、
郵送のほか、土・日曜日と
祝日を除き、税務署1階の
総合窓口でも受け付けています。
●相続税の相談、国税の納付
納税証明書の請求・発行、
申告書の閲覧サービス、開
示請求の手続きなどはイオ
ンモール成田では行ってい
ません。税務署で手続きし
てください。

③確定申告書

市・県民税申告書の提出・相談
すこやかセンター
2階健診準備室

■期間

2月16日(金)～3月15日(木)
(土・日曜日を除く)

※期間中は、課税課窓口での
提出・相談はできません。

※3月4日(日)は市・県民
税申告書の提出・相談のみ、
課税課窓口で行います。すこ
やかセンターの休日夜間受付
の入口を利用ください。

②確定申告書の提出

成田税務署

△成田市加良部▽

3月15日(木)までは税務
署窓口では確定申告書の作
成・相談はできません。

■受付時間

午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、祝日を除く)

■郵送提出

封筒に住所・氏名を記入し、
次の宛先に郵送
〒28618501
成田市加良部1-15
成田税務署宛て

※確定申告書などの控えに税
務署の受付印が必要な人は、
切手を貼った返信用封筒(住
所・氏名を必ず記入)を同封
してください。

会場に行く前に必ず確認を！

確定申告のうち、次の相談は市役所で受け付けることができません。イ
オンモール成田で相談してください。

- 住宅借入金等特別控除(初めて受ける人、連帯債務のある人)の申告
- 営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
- 事業を開始して初めての申告
- 青色申告
- 配当所得の申告
- 譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)の申告
- 災害の控除(台風災害などに係る雑損控除なども含む)の申告
- 贈与税、消費税の申告、準確定申告
- ※これらの場合以外でも、内容によりイオンモール成田を案内することがあります。

○市県民税申告提出のみ含む

午前8時30分～正午

▼午後の部

○個別相談

午前1時～3時30分

混雑状況により、早めに受
付を終了する場合があります。

○市県民税申告提出のみ含む

午後1時～5時

市・県民税申告の提出・相
談は、混雑状況により長時間
お待ちいただくことがあるた
め、次のとおり会場を設けて
いますのでご利用ください。

市・県民税申告の 受付・相談特設会場

■日時

2月1日(木)～14日(水)
(7日(水)、土・日曜日、
祝日を除く)

午前9時～正午／
午後1時～4時

■場所

市役所分庁舎1階会議室
※この期間は所得税の確定申
告書の作成や計算などに関す
る相談は受けられません。

市・県民税申告書の 郵送提出

〒28610292

(住所不要)

富里市課税課市民税班宛て

所得税の確定申告

■確定申告が必要な人(主な例)

- 営業、農業、不動産、譲渡
所得などの税額計算をした
結果、納税となる人
- 給与の年収が2千万円を超
える人
- 給与以外の所得が20万円を
超える人
- 2か所以上から給与を受給
している人
- 公的年金収入が400万円
を超える人
- 公的年金収入が400万円
以下で、公的年金以外の所
得合計が20万円を超える人

確定申告書の提出が不要な
人でも、市・県民税の申告は
必要になる場合があります。

市・県民税の申告をしな
かった場合、年金から引かれ
ている社会保険料など以外の
控除が市では把握できないた
め、市・県民税が高くなる可
能性があります。このため、
生命保険料や医療費などの支
払・扶養控除などを追加する
ことで、市・県民税額を抑え
ることができる場合があります。

■平成28年分以降の申告はマ イナンバーが必要です

平成28年分以降の所得税及
び復興特別所得税・個人事業
者の消費税及び地方消費税・
贈与税の申告書は税務署へ提
出の都度、マイナンバー(個
人番号)の記載と、本人確認
書類の提示または写しの添付
が必要です。

【本人確認書類の例】

- ①マイナンバーカード
(個人番号カード)のみ
- ②通知カードなど+

運転免許証や公的医療保険
の被保険者証など

※郵送で申告書を提出する場
合は①の写し(表裏両面)ま
たは②の写しを添付

※e-Taxで送信する場合
は、本人確認書類の提示また
は写しの添付は不要

■医療費控除を受けるための 手続きが変わりました

平成29年度の税制改正で、
医療費控除または医療費控除
の特例(セルフメディケー
ション税制)の適用を受ける
人は、領収書の代わりに「医
療費控除の明細書」または「セ
ルフメディケーション税制の
明細書」を申告書提出の際に
添付しなければならないこと
とされました。なお、領収書
は税務署から提出を求められ
ることがありますので5年間
保管する必要があります。

※医療保険者から交付された
医療費通知(健康保険組合
などが発行する「医療費のお
知らせ」など)を添付すると、
明細の記入を省略できます。

【注意】平成29～31年分まで
の確定申告は、医療費の領収
書の添付または提示にするこ
とができます。

市・県民税の申告

■申告が不要な人

○平成29年分の所得税の確定
申告をした人

○勤務先から給与支払報告書
(年末調整済み)が提出さ
れる人

○同一世帯の家族の扶養控除
対象者になっている人

■申告が必要な人

平成30年1月1日時点で、
市内に居住し、次のいずれか
に該当する人

○所得が給与所得のみで、勤
務先が市役所に給与支払報
告書を提出していない人

○所得税の確定申告は必要な
いが、市・県民税で各種控
除を受ける人

○非課税の所得(失業等給付
金、障害年金、遺族年金な
ど)のみで生計を立ててい
た人

○所得がなく、誰の扶養控除
対象にもなっていない人

○所得がなく、別世帯の人の
扶養親族になっている人

○富里市に住んでいないが、
平成30年1月1日現在で事
務所または家屋敷のいずれ
かが富里市内にある人

■申告は期限内に

市・県民税の申告書は、国
民健康保険税や介護保険料な
どを算定するための基礎資料
になります。

申告をしないと融資を受け
るときや、各種申請に必要な
所得証明書などの税証明の発
行や、国民年金(障害基礎年
金、老齢福祉年金、保険料免
除など)の所得調査ができま
せん。
必ず期限内に申告をしてく
ださい。